
2504. 一括搬入確認登録

業務コード	業務名
B I L	一括搬入確認登録呼出し
B I L 0 1	一括搬入確認登録

1. 業務概要

搬入伝票またはLDR単位に搬入を行う。

(1) 「一括搬入確認登録呼出し (B I L)」業務の場合

(A) 呼出し処理の場合

搬入伝票またはLDRが作成されている場合に搬入伝票番号またはLDR番号を入力することにより輸出貨物情報の呼出しを行う。

(B) 簡易処理の場合

①輸出貨物情報の呼出しを行わずに、入力された搬入伝票番号またはLDR番号から該当するすべての貨物及びULDを保税蔵置場へ搬入した旨を登録する。

②他所蔵置許可場所への搬入を行う。

③保税運送された仮陸揚貨物の搬入を行う。

④搬入時申告を行う旨が登録されている輸出貨物情報については、本業務を契機に輸出申告等が自動起動する。

⑤輸出申告等（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告を除く）が行われている輸出貨物情報については、本業務を契機に輸出申告搬入後処理を自動起動する。

(2) 「一括搬入確認登録 (B I L O 1)」業務の場合

①入力された貨物を保税蔵置場へ搬入した旨を登録する。

②他所蔵置許可場所への搬入を行う。

③保税運送された仮陸揚貨物の搬入を行う。

④搬入時申告を行う旨が登録されている輸出貨物情報については本業務を契機に輸出申告等が自動起動する。

⑤輸出申告等（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告を除く）が行われている輸出貨物情報については、本業務を契機に輸出申告搬入後処理を自動起動する。

2. 入力者

航空会社、航空貨物代理店*1、通関業*1、機用品業*1、混載業*1、保税蔵置場

(* 1) 他所蔵置場所への搬入のみ可能

3. 制限事項

(1) 簡易処理の旨の入力がされた場合

①搬入伝票番号が入力された場合、1回で処理可能なAWB件数は最大50件とする。

②LDR番号が入力された場合、1回で処理可能なAWB件数はMAWBを含めて最大10050件（ULD1件、MAWB50件、AWBまたはHAWB9999件）とする。

③1件の輸出貨物情報として登録できる搬入単位は、本業務によるものか否かに関わらず、最大40件とする。

(2) 簡易処理の旨の入力がされていない場合

①1回の呼出しまたは登録処理可能なAWB件数は最大16件とする。

②1件の輸出貨物情報として登録できる搬入単位は、本業務によるものか否かに関わらず、最大40件とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②他所蔵置場所への搬入の場合は、他所蔵置許可申請の申請者であること。

- (2) 入力項目チェック
 - (A) 単項目チェック
 - 「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
 - (B) 項目間関連チェック
 - 「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
- (3) LDR・搬入伝票情報DBチェック
 - (A) 入力された搬入伝票番号またはLDR番号が搬入伝票情報の場合
 - ①搬入伝票番号が搬入伝票情報DBに存在すること。
 - ②搬入確認（一括搬入対象外の旨の登録を含む）を行っていない貨物があること。
 - ③簡易処理表示に「F」（強制処理）あるいは、搬入識別に「R」（リカバリー処理）が入力された場合は、内部処理中の旨が登録されていること。
 - ④「航空会社向け貨物引渡し登録（輸出保税）（RVA）」業務等で作成されたLDRでないこと。
 - (B) 入力された搬入伝票番号／LDR番号がLDR情報の場合
 - ①LDR番号がLDR情報DBに存在すること。
 - ②ULD詰めで搬出された貨物が登録されている場合は、簡易処理の旨が入力されていること。
 - ③AWB、HAWB、MAWB、未ラベルまたはULDであること。
 - ④搬入確認（一括搬入対象外の旨の登録を含む）を行っていない貨物またはULDがあること。
 - ⑤「航空会社向け貨物引渡し登録（輸出保税）（RVA）」業務等で作成されたLDRでないこと。
 - ⑥簡易処理表示に「F」（強制処理）あるいは、搬入識別に「R」（リカバリー処理）が入力された場合は、内部処理中の旨が登録されていること。
- (4) 輸出貨物情報DBチェック
 - (A) 「AWB番号」欄にAWB、MAWB、HAWBまたは未ラベルが入力された場合は、輸出貨物情報DBに存在すること。
 - (B) 入力された搬入伝票番号／LDR番号との関連付けが登録されていること。
 - (C) 搬入伝票情報またはLDR情報に他所蔵置場所への搬入の旨が登録されている場合は、
「他所蔵置許可申請（TZC）」業務または「許可・承認等情報登録（輸出保税）（PAH）」業務により他所蔵置許可となっていること。
 - (D) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告が行われ、輸出許可済となった貨物に対して搬入を行う場合は、以下のチェックを行う。
 - ①車上通関扱いの旨が登録されている場合は、車上通関表示の入力が「S：車上通関」であること。
 - ②車上通関扱いの旨が登録されていない場合は、車上通関表示の入力が「S：車上通関」でないこと。
- (5) ULD情報DBチェック
 - (A) LDR情報に登録されているULD番号がULD情報DBに存在すること。
 - (B) 「搬出確認登録（ULD単位）（EXU）」業務により搬入伝票番号／LDR番号との関連付けが登録されていること。

5. 処理内容

- (1) BIL業務の場合
 - (A) 入力チェック処理
 - 前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。（詳細については後述の特記事項を参照。）
 - 合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 輸出貨物情報抽出処理

(a) 搬入伝票番号が入力された場合

入力された搬入伝票番号に対して、搬入伝票情報DB及び輸出貨物情報DBから搬入すべき輸出貨物情報を抽出する。

(b) LDR番号が入力された場合

入力されたLDR番号に対して、LDR情報DB及び輸出貨物情報DBから搬入すべき輸出貨物情報を抽出する。

(C) 簡易処理表示に「Y」（簡易処理）、「O」（時間外搬入簡易処理）または「F」（強制処理）の入力がされた場合

(a) 搬入伝票情報DB処理

搬入伝票番号が入力された場合は搬入伝票情報に搬入確認実施済の旨を登録する。

(b) LDR情報DB処理

LDR番号が入力された場合はLDR情報に搬入確認実施済の旨を登録する。

(c) ULD情報DB処理

LDR番号が入力された場合はULD情報に搬入確認情報を登録する。

(d) 輸出貨物情報DB処理

AWB番号に対する輸出貨物情報に搬入確認した旨を登録する。

(e) 保税運送申告DB処理

搬入保留の旨が入力されなかったAWB情報について搬入確認の旨を登録する。

(f) 輸出申告等自動起動処理

詳細は「輸出申告（EDC）」業務を参照。

(g) 輸出申告搬入後処理自動起動

詳細は「輸出申告搬入後処理（CEW）」業務を参照。

(D) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(E) 注意喚起メッセージ出力処理

①登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

②抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

③内部処理を実施している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

④総個数、総重量、仕向地及び積込港について、「AWB情報登録（輸出）（ABS）」業務により輸出貨物情報DBに登録されたAWB情報と輸出貨物情報が同一でない場合、または、AWB情報が未登録の場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) BIL01業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 搬入伝票情報DB処理

搬入伝票番号が入力された場合に以下の処理を行う。

(a) 処理識別がスペース（搬入確認）の場合

搬入伝票情報に搬入確認実施済の旨を登録する。

(b) 処理識別が「X」（一括搬入処理対象外）の場合

搬入伝票情報に当該業務での搬入の処理対象外とした旨を登録する。

- (C) LDR情報DB処理
LDR番号が入力された場合に以下の処理を行う。
- (a) 処理識別がスペース（搬入確認）の場合
LDR情報に搬入確認実施済の旨を登録する。
 - (b) 処理識別が「X」（一括搬入処理対象外）の場合
LDR情報に当該業務での搬入の処理対象外とした旨を登録する。
- (D) ULD情報DB処理
ULD情報DBに搬入確認情報を登録する。
- (E) 輸出貨物情報DB処理
- (a) 処理識別がスペース（搬入確認）の場合
AWB番号に対する輸出貨物情報に搬入確認した旨を登録する。
 - (b) 処理識別が「X」（一括搬入処理対象外）の場合
当該AWB番号に対する輸出貨物情報に本業務で対象外とし、「個別搬入確認登録（一般）（B I I）」業務で搬入する旨を登録する。
以後、当該貨物の搬入は、B I I業務で行うこととなる。
 - (c) 処理識別が「P」（搬入保留）または「*」（搬入不能）の場合
輸出貨物情報DBの更新は行わない。
- (F) 保税運送申告DB処理
搬入保留の旨が入力されなかったAWB情報について搬入確認の旨を登録する。
- (G) 輸出申告等自動起動処理
詳細は「輸出申告（EDC）」業務を参照。
- (H) 輸出申告搬入後処理自動起動
詳細は「輸出申告搬入後処理（CEW）」業務を参照。
- (I) 輸出貨物情報抽出処理
抽出対象となる貨物情報が搬入伝票またはLDR情報DBに残存する場合は輸出貨物情報抽出処理を行う。
- (J) 出力情報出力処理
後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。
- (K) 注意喚起メッセージ出力処理
- ①抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。
 - ②登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。
 - ③総個数、総重量、仕向地及び積込港について、「AWB情報登録（輸出）（ABS）」業務により輸出貨物情報DBに登録されたAWB情報と輸出貨物情報が同一でない場合、または、AWB情報が未登録の場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

6. 出力情報

(1) B I L業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
一括搬入確認登録呼出し結果情報	簡易処理を行う旨の入力が行われなかった場合	入力者
エラー通知情報（搬入確認）	簡易処理で内部エラーが発生した場合	入力者

情報名	出力条件	出力先
搬入状況通知情報（輸出）	簡易処理を行う旨の入力が行われ、かつ差止めの旨が登録されている貨物を搬入した場合	蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）
		入力者
保税関係確認情報	簡易処理を行う旨の入力が行われ、かつ搬入確認する貨物に特殊貨物記号が登録された場合	蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）
他所蔵置搬入確認情報（輸出）	簡易処理を行う旨の入力が行われ、かつ搬入伝票またはLDR情報に他所蔵置場所への搬入の旨が登録されている場合	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）

(2) B I L O 1 業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
一括搬入確認登録呼出し結果情報	輸出貨物情報の抽出処理がされた後も、処理データが残存する場合	入力者
一括搬入確認登録結果情報	処理データが残存しない場合	入力者
搬入状況通知情報（輸出）	以下のいずれかの条件を満たすとき、出力する （1）事故貨物の旨が入力された （2）差止めの旨が登録されている貨物を搬入した	蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）
		入力者
保税関係確認情報	搬入確認する貨物に特殊貨物記号が登録されている場合	蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）
他所蔵置搬入確認情報（輸出）	搬入伝票またはLDR情報に他所蔵置場所への搬入の旨が登録されている場合	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）

7. 特記事項

- (1) 一括搬入処理対象外の旨を入力した場合は、当該貨物の搬入確認についてはB I I 業務で対処する。なお、システムによる保税運送の搬入の場合は、一括搬入処理対象外の旨の入力は不可とする。
- (2) 簡易処理の旨の入力がされた場合、入力条件のうち単項目チェックおよび搬入伝票・LDR情報DBチェックのみを実施し、処理結果コード「00000-00000-00000」を出力の後、AWB番号単位に処理を分割し内部処理を行う。
内部処理では、前述の入力条件および処理内容に記述している処理を行い、エラーとなった場合は、エラー通知情報（搬入確認）を出力し内部処理を終了する。
- (3) 本業務に入力される項目（品名、仕向地、積込港、総個数、総重量）については、別紙L02「共通項目（航空輸出貨物情報）の登録優先順位」に従って輸出貨物情報DBに登録または更新する。
- (4) システム不参加展示場、特定輸出申告における自社施設または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域に搬入する貨物については、本業務の入力対象外とする。